

陳情事項
<p>★印が懇談の重点項目</p> <p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1、安心できる介護保障について</p> <p>★(1)介護保険料・利用料など</p> <p>①第9期介護保険事業計画を待たずに介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。</p> <p>③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。</p> <p>★(2)介護保険サービス</p> <p>①訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。</p> <p>②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方向的押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。</p> <p>③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。</p> <p>④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。</p>

回答
<p>① 所得に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。</p> <p>② 国の方針に従い、適宜対応していきます。</p> <p>③ 所得に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。</p> <p>④ 独自での減免制度については考えていません。</p> <p>⑤ 独自での減免制度については考えていません。</p> <p>① 国が示す回数を超えるケアプランを、利用者の自立支援にとってより良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証し、必要に応じてケアプランの内容の是正を促します。</p> <p>② 総合事業移行後も現行相当サービスは継続しています。期間については、実態等を把握した上で決定しています。</p> <p>③ 総合事業は地域支援事業として国、県、市などの負担割合が決まっており、一般会計からの繰り入れについては考えていません。利用者の実態やニーズと事業者の状況を把握して、十分なサービスの提供ができるよう、事業のあり方やサービス内容を検討していきます。</p> <p>④ 常滑市では、一般介護予防事業の一環として、地域に運動教室、認知症予防教室の立ち上げ支援を行い、同時に担い手のボランティアの養成も実施しております。コロナ禍における影響はありますが、高齢者が参加できる教室を運営することにより、介護予防事業の充実に努めます。</p>

陳 情 事 項
<p>(3)基盤整備</p> <p>★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。</p> <p>②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。</p> <p>(4)高齢者福祉施策の充実</p> <p>①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。</p> <p>②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。</p> <p>★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。</p> <p>★(5)介護人材確保</p> <p>①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。</p> <p>②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。</p> <p>★(6)障害者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。</p> <p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。</p> <p>2. 国保の改善について</p> <p>★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。</p>

回 答
<p>① 特別養護老人ホームの整備については、県の計画に沿って基盤整備されております。小規模多機能型居宅介護事業所については、市内に2カ所整備しており、それにより需要と供給のバランスはある程度図られると考えています。</p> <p>② 特別養護老人ホームから特例入所要件の照会を受け、該当者の状態、状況を確認した上で、適用の認否を判断しています。必要な方には、施設を通じて相談があるため、広報等で一律な周知を行う予定はありません。</p> <p>① コロナ禍の影響により、サロンなど高齢者の集いの場の開催及び利用者数が減少しています。コロナウイルス感染症収束後、以前のように事業が実施できるよう、体制整備を最優先して行っています。</p> <p>② 住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しておりますが、高額介護サービス費については、現在のところ予定していません。</p> <p>③ 補聴器購入助成制度の実施については、現在のところ予定していません。</p> <p>① 国や県の主催する介護職の啓発イベントや処遇改善加算の促進について周知をするなど処遇改善に努めて参ります。</p> <p>② 人員、設備及び運営に関する基準に則り、適正な運営を指導しております。市として独自基準を設ける予定は今のところありません。</p> <p>① 障害者控除は、障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみだけでは該当しないと考えます。</p> <p>② 上記と同様の理由で全ての人に郵送する予定はありません。また、該当者に対しても利用しない場合もある為、個別送付ではなく申請があった人に発行しています。</p> <p>① 一般会計からの法定外繰入れは行いません。</p>

陳 情 事 項
<p>★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。</p> <p>★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。</p> <p>★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。</p> <p>★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。</p> <p>★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。</p> <p>⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p> <p>⑨70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。</p> <p>3. 税の徴収、滞納問題への対応など</p> <p>税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>

回 答
<p>② 保険税の減免制度につきましては、今年度に改正しており対象者を拡充しました。</p> <p>③ 持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。受診の際には、こども医療制度で負担軽減を実施しています。</p> <p>④ ・収入減少による減免制度がありますので、そちらを利用していただきたい。 ・世帯の所得状況にもよりますが、所得がゼロまたはマイナスの世帯の場合は軽減制度の適用があること、その方の所得に対する課税(所得割)がないことから現行制度からの変更予定はありません。 ・令和3年度のコロナ減免は、2020年と2021年で比較、令和2年度相当分の減免は、2019年と2020年で比較しております。</p> <p>⑤ 傷病手当金の対象については、国の基準の基づいたものとしています。</p> <p>⑥ 資格証明書は発行していません。分納している世帯には短期保険証を発行しています。</p> <p>⑦ 保険税を払えない加入者には、生活実態を把握をし、分納等にて完納できるよう納付相談の機会を得るために短期保険証の発行をしています。また、国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をいたしません。</p> <p>⑧ 国の基準に基づいて取扱要綱を定めています。国民健康保険税の納税通知書に同封し、加入者への周知をしています。</p> <p>⑨ 令和4年1月から申請手続きの簡素化を行う予定をしています。</p> <p>3. 国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をいたしません。 また、一括納付が困難な納税者には、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し、納税しやすい環境を作るとともに、状況に応じて滞納処分の停止等の措置を講じております。</p>

陳 情 事 項
<p>4. 生活保護について</p> <p>★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。</p> <p>②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。</p> <p>★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。</p> <p>④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。</p> <p>★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。</p> <p>★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。</p>

回 答
<p>① 新型コロナ対策として、相談室の窓を開けるなど、3密を避けた面談を行っており、生活保護の申請意思を示した方には、速やかに申請書を交付しています。また、居住地のない方からの相談があれば、状況を把握した上で適切に保護を実施しています。</p> <p>② 生活保護の申請意思を示した方には、生活保護制度について説明した上で、申請書を交付し、申請を促しています。また、生活保護費の支給については14日以内に生活保護の決定を通知し、決定後速やかに生活保護費の支給を行っています。</p> <p>③ 保護申請時に本人から扶養親族の状況を聞き取った上で、扶養照会を行うかどうか判断しています。国の通知に示されているとおり、著しく関係が不良であり扶養義務履行が認められないと判断される場合には扶養照会は行っておりません。</p> <p>④ 住居のない人が、居住先が見つかるまでの間ホテル等に宿泊する費用を貸し付ける、「緊急一時避難支援事業」を実施しており、アパートの大家さんとも連携しながら、早期の賃貸住宅への入居を支援しています。令和2年度の住居のない人からの保護申請は2件あり、2件とも都市部での早期就労を希望したため、無料低額宿泊所に入居しました。</p> <p>⑤ 当市において、ケースワーカー1人が担当する保護受給世帯数は令和3年4月現在63世帯で、国基準の80世帯を下回っていることから、ケースワーカーの人数は適正と考えています。また、担当者の研修については、国や県の実施する研修会だけでなく、成年後見制度など生活向上に関わるような研修にも積極的に参加することでレベルアップを図り、個々の異なる問題点に着目したケースワークができるよう、担当者間の情報共有をしています。</p> <p>⑥ 冷房器具は、家具什器費の支給要件のいずれかに該当し、世帯に熱中症予防が必要とされる方がいる場合で、必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと福祉事務所が認めた場合に支給しており、令和元年度は、3件、令和2年度は、0件、令和3年度は、1件支給決定しました。 また、要件に該当しないが冷房器具が必要な方については、社会福祉協議会の緊急小口資金の借り入れにより対応しています。 エアコンの更新費用については、基準生活費の中で賄われると考えており、そのように説明しています。また、エアコンの電気代についても、光熱水費として、基準生活費に含まれていると考えています。</p>

陳 情 事 項
<p>5. 福祉医療制度について</p> <p>★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。</p> <p>★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。</p> <p>★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳 1・2 級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。</p> <p>④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。</p> <p>⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。</p> <p>6. 子育て支援について</p> <p>(1)子どもの貧困対策計画を策定・推進</p> <p>①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。</p> <p>②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。</p> <p>③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。</p> <p>(2)就学援助制度の拡充</p> <p>①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。</p>

回 答
<p>① 福祉医療制度は愛知県の制度に準じて実施しており、今後も継続して実施します。なお、常滑市独自事業(県制度からの拡大)として、子ども医療、高齢者福祉医療、精神障がい者医療で助成を拡大し実施しています。</p> <p>② 子ども医療については、令和2年4月診療分より通院費を中学校卒業まで全額助成(現物給付)に拡大したところです。対象者の18歳年度末までの拡大や、入院時食事療養の標準負担額の助成につきましては、他市町の導入状況をはじめ、情報収集に努めます。</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者の通院及び入院については、一般疾患も対象に拡大助成しています。自立支援医療対象者については、県の助成を拡大して、指定医療機関通院分を精神障がい者医療で助成しています。</p> <p>④ 市が独自で対象拡大を行っている各福祉医療制度の対象となる方をそのまま対象者としており、今後も継続していく予定です。 住民税非課税世帯の窓口負担無料化については、愛知県が一人暮らしでかつ住民税が非課税である高齢者を助成する制度を廃止しておりますが、本市では現在も継続して助成を実施しております。なお、後期高齢者医療対象者のうち非課税世帯の医療費負担を無料にすることは考えておりません。</p> <p>⑤ 今のところ考えていません。</p> <p>① 貧困対策計画の策定はしておりませんが、貧困対策については、「常滑市子ども・子育て支援事業計画」の中で、国や県と連携しながら子育てをはじめ、総合的な支援を進めていくこととしています。</p> <p>② 自立支援計画について策定の予定はありませんが、自立支援給付金事業、日常生活支援事業は実施しております。</p> <p>③ 民間が運営している子ども食堂がありますが、支援を実施する予定はありません。また、無料塾については社会福祉協議会に委託して学習に対する支援をしています。</p> <p>① 就学援助の対象者は、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯としています。</p>

陳 情 事 項
<p>②年度途中で申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。</p> <p>★(3)子どもの給食費の無償化</p> <p>①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。</p> <p>②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。</p> <p>(4)保育施設の抜本的拡充</p> <p>★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。</p> <p>★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。</p> <p>③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。</p> <p>④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。</p> <p>⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。</p> <p>7. 障害者・児施策の拡充について</p> <p>★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。</p> <p>②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。</p> <p>③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。</p> <p>④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず</p>

回 答
<p>② 年度途中で申請できることについて、今後も周知に努めます。支給内容の拡充は予定しておりません。</p> <p>① 小中学校の給食費について無償化は予定していません。「減額」や「多子世帯に対する支援」などについても予定はしていません。</p> <p>② 就学前教育・保育施設等の給食費について無償化は予定していません。また、国による免除対象範囲を上回る減免、補助制度などについても予定はしていません。</p> <p>① 常滑市公共施設等総合管理計画に基づき、整備を進めていきます。</p> <p>② 本市において待機児童は発生していないため、保育園等の定員は足りていると考えており、認可施設を整備・増設する予定はありません。指導監督基準を下回る認可外保育施設に対し、基準を満たすよう指導しています。</p> <p>③ 常滑市内に企業主導型保育施設がありません。</p> <p>④ 県の基準どおりに運営しております。</p> <p>⑤ 民間保育所に対し、適切な処遇改善を行うよう指導しています。</p> <p>① 障がい者が地域で安心して生活できるよう、市外の施設も含め、関係機関と連携して支援に努めています。</p> <p>② 障害福祉サービスについては、相談支援事業所が当事者の意向を聞き取り作成、又はセルフプランで作成した計画に基づき、必要な量を支給決定しています。</p> <p>③ 移動支援は、余暇活動等社会参加を目的とする事業であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は対象としておりません。入所施設者の余暇時間のための移動支援は認めております。</p> <p>④</p>

陳 情 事 項
<p>認めてください。</p> <p>⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。</p> <p>★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。</p> <p>⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。</p> <p>⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月割単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。</p> <p>⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。</p> <p>8. 予防接種について</p> <p>★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。</p> <p>②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p> <p>9. 健診・検診について</p> <p>★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。</p> <p>②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。</p>

回 答
<p>入院中のヘルパーは認めておりませんが、レスパイト等の入院で個々の事情により認めたケースがあります。</p> <p>⑤ 障害福祉サービスについては、国の軽減措置により本人負担が重くならないように講じられています。</p> <p>⑥ 要介護認定該当者について、同様のサービスの場合は介護保険を優先していただいています。それでもなおサービスが不足する場合に、障害福祉サービスの申請をしてもらっています。介護保険サービスが決まるまでは、障害福祉サービスを利用してもらっています。また、要介護認定で非該当になった場合は、障害福祉サービスを変わず支給しています。</p> <p>⑦ 職員の配置及び報酬単価については、国が定める基準に基づき行っております。また、愛知県の補助金を受け、当市では障がい者が通所施設の閉所日にグループホームにおいて過ごされた場合、そのグループホームに対し、支援費を支給しております。</p> <p>⑧ 障害福祉サービス費は、愛知県国民健康保険団体連合会に毎月支払いをしております。自治体の補助は考えておりません。</p> <p>⑨ 地域生活支援事業の報酬単価は、国の単価や近隣市町の単価を参考に決めております。引き上げについては他市町の動向を見て考えていきます。</p> <p>① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンは令和2年度より1歳児と年長児を対象に 2,000 円一部助成を開始しました。その他の任意予防接種については自然感染した場合の合併症の頻度、発症措置効果の高さ等の医学的効果や、国の定期予防接種への検討状況をふまえて必要であれば助成制度を検討していきます。</p> <p>② 現在のところ、一部負担の引き下げについては考えておりません。接種状況について把握するとともに、任意予防接種、追加接種の効果については国の示す方向性に合わせていきたいと考えております。</p> <p>① 平成31年度から産婦健診は2回に拡大しました。受診者も増加しています。</p> <p>② 妊婦歯科健診は平成30年度から個別健診となり、受診者は増加しました。より多くの人に受診してもらえようように周知に努めていきます。産婦歯科健診については今後検討していきます。</p>

陳 情 事 項
<p>③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。</p> <p>【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。</p> <p>②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。</p> <p>③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。</p> <p>④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。</p> <p>⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。</p> <p>⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点の国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。</p> <p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>(1)福祉医療制度について</p> <p>①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。</p> <p>②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。</p> <p>③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。</p> <p>(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。</p> <p>(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について</p>

回 答
<p>③</p> <p>保健師は今年度に2名採用し、現在常勤17名で健康推進課・高齢介護課・こども課・福祉課に配置しています。非常勤の保健師と協力し事業を実施しています。必要に応じて常勤または非常勤の保健師の配置を検討していきます。</p> <p>また、歯科衛生士は現在、常勤1名の配置で、非常勤の歯科衛生士と協力し保健事業を行っています。複数配置の予定はありませんが、歯科保健事業は健康づくり施策の柱の一つであるため、必要時検討していきます。</p> <p>1. 2.</p> <p>陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。</p>

陳情事項
<p>①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。</p> <p>②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。</p> <p>③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。</p>

回答